

令和5年5月2日

保護者様

横浜市立高田東小学校
校長 小田 和宏

5月8日以降の感染防止の対応について

新年度も、一か月が経とうとしています。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法状の2類相当から5類に移行することにもない、4月28日に文部科学省通知が発出されました。

本市においても、「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が廃止され、「学校におけるインフルエンザ／新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に改訂されました。つきましては、5月8日(月)より、これに沿った対応を行います。

基本的な感染症対策は以下の通りですが、感染流行期については、状況に応じて対応していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【基本的な感染症対策について】

- 引き続き、「手洗い」、「咳エチケット」などの感染症対策を行っていきます。
- 換気については、当面の間、常時換気を行うこととします。夏季や冬季、荒天時など常時換気が難しい時は、各クラスに設置してあるCO2モニターを活用しながら、適切に換気のタイミングを図っていきます。
- ご家庭・学校それぞれの児童の健康観察は継続します。発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合等には登校を控え、自宅で休養いただきますようお願いいたします。その際、ご家庭から学校へはロイロノート・スクールでの通常の欠席連絡をお願いいたします。(きょうだいの場合、連絡帳でもかまいません。)
- ◇昇降口での混雑を避けるため、登校班の出発時刻に時間差をつけていただいています。学校への到着が、8時15分～8時30分になるような調整をありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【感染流行期の感染症対策について】

- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、基本的な感染症対策に加えて、
・学校教育活動において、大声での会話を控える、身体的距離の確保
などの感染症対策を、状況に応じて行います。
- 感染流行期には、教職員がマスクを着用する又は児童にマスクの着用を推奨することも考えられます。ただし、マスクの着用を強いることが無いように対応していきます。

【出欠席の取扱いについて】

- 児童が医師の診断や新型コロナウイルスの検査で、陽性が判明した場合は、学校保健安全法第19条による出席停止となりますので、速やかに学校へご連絡をお願いします。
- ご家庭での濃厚接触者相当の取扱いはなくなります。
- 感染が不安で休ませたいと相談があった児童について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など合理的な理由があると判断する場合は、学校長判断で欠席にはなりません。

【マスクの着脱・給食費等の取扱いについて】

- 学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重し、児童・教職員ともマスクの着用を求めません。遠足・宿泊行事や入学式・卒業式等の儀式的行事についても同様です。儀式的行事においては、来賓・保護者のマスクの着用を求めません。また、感染流行期を除いて、距離の制限はありません。
- 登下校時や運動時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、特に積極的にマスクを外すよう呼びかけます。ご家庭でもお子様にお話いただきますようご理解、ご協力をお願いします。
- 基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、児童の発達段階等に応じて、丁寧に指導を行います。
- 今までは、横浜市学校給食費の管理に関する要綱に基づき、連続する4日以上^の給食実施日において新型コロナウイルス感染症に起因する臨時休校、学級閉鎖、欠席等が生じた場合、減額の対応をしていましたが、5月8日以降は減額の対応を行いません。

【給食について】

- ◇食育の観点から、食事のマナーの指導や会食の意義などをふまえて、グループにする机の配置など、食事の場づくりを工夫していきます。
- ◇配膳は自分の給食を自分でとりに行く方法で行い、各自の机に配りには行きません。
- ◇食材や献立、食事のマナーや約束について伝えるお便り「ぱくぱくだより」は、児童の委員会活動として定着しているため全校放送で読むことを継続します。
- ◇給食当番の白衣は、一人ひとりに貸与し、一年間同じ白衣を使用します。(6年生は、白衣の帽子も一人ひとりに貸与しています。)
 - ・ 当番の週が終わったら、衛生面から必ず週末に洗濯をし、アイロンをかけてください。
 - ・ 白衣の帽子は、給食当番でなくても毎日必要です。
 - ・ 白衣や帽子を個人で所有している場合は、それを使用することも可能です。
- ◇給食当番でない児童は、白衣の帽子をかぶり、マスクをして自席で待ちます。
- ◇給食後の歯磨きは、希望がある場合は可能です。担任に申し出てください。(歯ブラシとコップを巾着等に入れてもってきます。歯磨きの場所は、保健室か教室近くの流し場です。)

【水分等の補給について】

- ◇校内の水道から直接口を近づけて水を飲むことができます。
- ◇年間を通じて水筒の持参による水分補給を可とします。
(熱中症予防の時期で、水筒の水分だけでは足りなくなることが考えられる場合は、水筒に加えてペットボトルの持参も可とします。)
 - ・ 持参可能なものは、水、お茶、経口補水液です。
 - ・ 水筒は、ロッカー等にしまえます。学習中の水分補給は、指導者が必要と判断した場合には行います。

【消毒・清掃について】

- ◇通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は行いません。
- ◇児童の清掃は、通常通り行います。清掃用具の使用前後に手洗いをを行うよう指導します。

【保護者の来校について】

- ◇授業参観や懇談会などは、分散等せずに実施します。
- ◇校舎に入る場合は、健康状態を確認の上、来校してください。

【保健室での対応について】

- ◇保健室は、児童の健康状態を把握し、適切な処置を判断する場所としての目的を考慮し、引き続き長時間児童が滞在しないようにします。
 - ・ 検温、傷病対応、早退時の待機など、保健室内でのエリア分けを工夫します。
 - ・ 体調不良の場合、校内で経過観察することは避け、各家庭での休養や受診をお願いするため、速やかに保護者にお迎え依頼の連絡をさせていただきます。

【出欠席の記録について】 *下記のもの以外は、すべて『病欠』の扱いとなります。

| | 状 況 | 出席・欠席の扱い |
|---|--|---|
| 1 | 児童が医師から「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合(みなし陽性も含む) | 『出席停止』：医師が指示した期間 |
| 2 | 児童が抗原検査キット等で陽性が判明した場合 | 「出席停止」：発症日を0日として、5日経過、かつ症状軽快後1日経過した期間(最短で、発症から6日目で解除になります。) ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。 ※無症状で陽性が判明した場合は、検体を採取してから5日経過するまで出席停止です。 ※抗原検査キットは、国に承認された「医療用医薬品」、「一般用医薬品(OTC)」の使用をお願いします。 |
| 3 | 風邪の症状や発熱等がない状態で、「感染の可能性を考えて学校を欠席させたい」という場合(合理的な理由があると判断する場合) | 学校に相談してください。 合理的な理由があると判断する場合は、『出席停止・忌引等(卜書き)』となります。 ※「合理的な理由」とは、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合などです。 |
| 4 | 児童に医療的ケアが必要であったり基礎疾患等があったりして重症化リスクが高く、主治医との相談により登校すべきではないと判断する場合 | 『出席停止・忌引等(卜書き)』：日数は主治医の指示による |

- ◇感染に対する不安や恐れ等の心理的なストレス、体調に関する不安、学校生活における心配事など、スクールカウンセラーとの相談もできます。相談については、学校にご連絡ください。

【相談窓口】 児童支援専任：野呂、養護教諭：渋谷